

# 駐車規制の見直しが 実施されます

TORARA  
トララ

(公社)熊本県トラック協会  
マスコットキャラクター

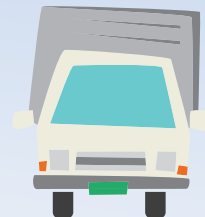


令和2年  
4月1日から開始!

令和2年4月から、熊本市中央区水道町（白川公園隣）で駐車規制の見直しが行われ、次の指定場所では、貨物集配中の貨物車に限り、午前8時から午後10時の時間帯において駐車が可能となります。

運用開始予定日 令和2年4月1日（水）午前8時から

規制実施場所 熊本市中央区水道町（白川公園隣）



規制実施場所



## 規制見直し内容

- ・ 駐車可能な車両は、「貨物集配中の貨物車」に限ります。
- ・ 貨物集配中ではない車両は駐車できません。
- ・ 駐車ができるのは、駐車枠内に限ります。

## ドライバーの方々へのお願い

- ・ 1回の駐車の利用時間は30分以内でお願いします。
- ・ 貨物集配中のみの利用とし、それ以外の駐車はできません。
- ・ 駐車枠内に左側駐車して、他の集配者の使用を妨げないようにしましょう。
- ・ 歩行者、自転車利用者の迷惑にならないよう利用しましょう。
- ・ 近隣住民の迷惑にならないよう利用しましょう。

公益社団法人 熊本県トラック協会